

生産行程管理業務規程

作成日：2015 年 8 月 11 日

改定日：2024 年 6 月 6 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒929-0113) ^{イシカワケン ノ ミ シ タイセイマチ}石川県 能美市 大成町 リ 4 0 （J A 根上内）

名称（フリガナ）：^{ミナミカガチ ク マルイ モ セイサンキョウギカイ}南加賀 地区 丸い も 生産 協 議 会

代表者（管理人）の氏名：^{カイチョウ コントウ タクロー}会長 近藤 拓郎

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（やまのいも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{カ ガ マ ル}加賀 丸い も、KAGAMARUIMO

4 明細書の変更

南加賀地区丸いも生産協議会（以下、協議会）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

加賀丸いもの品種は生産地「能美市及び小松市（高堂町、野田町、一針町）」内において、この地で栽培されてきた在来種を生産者各自が次年度の種いもを管理し、保管状況を記録する。協議会は、現地調査の際、その保管量等が記録された書類をもって確認する。

（2）栽培方法の確認

協議会は、各 J A 丸いも部会（J A 根上丸いも部会、J A 能美丸いも部会、J A 小松市丸いも部会）に業務を委託し、各 J A 丸いも部会からの報告により生産者の栽培方法を確認する。協議会は、各 J A 丸いも部会を通じて、年 2 回（6 月・7 月）、生産者に対する現地調査を実施し、各 J A 丸いも部会からの報告により栽培の方法を順守しているか否かを確認する。なお、栽培の方法が順守されていないことが疑われる場合には、臨時に現地調査を実施する。

また、各 J A 丸いも部会は、生産者に圃場の場所、生産資材の使用履歴等を記載した「生産履歴記録簿」を年 1 回（10 月）出荷前に提出させる。そして記録内容を確認することで、栽培の方法を順守しているか否かを確認し、各 J A 丸いも部会が協議会へ報告する。

（3）出荷規格・最終製品の確認

「加賀丸いも」の選果は、各 J A 丸いも部会の共同選果場（J A 根上：能美市大成町リ 4 0、J A 能美：能美市栗生町ヨ 1、J A 小松市：小松市長田町ヌ 6 1）において基本行うこととし、この際に、（１）及び（２）の確認の記録を確認するとともに、各 J A 丸いも部会の J A 営農課職員が選果状況を確認することで、出荷規格（加賀丸いも栽培指針）を順守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認し、各 J A 丸いも部会が協議会へ報告する。また、各 J A 丸いも部会の共同選果場を利用しない（部会に属さないなど、生産者が個別に選果を行う）場合も、個人生産者より連絡が来たら、各 J A 営農課職員が個人生産者の選果場へ出向き選果状況を確認し、出荷規格を順守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認し、各 J A 営農課職員が協議会へ報告する。

6 明細書適合性の指導

（１）栽培方法について

協議会は、生産地・栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該生産者を除名することができるものとする。

（２）出荷規格について

協議会は、出荷規格を満たさない丸いもについては登録標章のみならず「加賀丸いも」の名称を付した状態の出荷を認めない。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該生産者について出荷停止等の措置を行うこともできるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

（１）協議会は、各 J A 丸いも部会に業務を委託し、各 J A 丸いも部会からの報告により前記 5 の（３）の確認の際に（出荷の際に）、生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしている丸いもについてのみ、地理的表示である「加賀丸いも」及び登録標章が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「加賀丸いも」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（出荷用のダンボール箱等）についても確認する。

（２）協議会は、各 J A 丸いも部会に業務を委託し、各 J A 丸いも部会からの報告により前記 5 の（３）の確認の際に（出荷の際に）以下の「丸いも」があるか否か確認する。

- ① 生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない丸いもであるにもかかわらず、地理的表示である「加賀丸いも」及び登録標章が使用されている丸いも
- ② 地理的表示である「加賀丸いも」のみが使用されている丸いも
- ③ 登録標章のみが使用されている丸いも

8 地理的表示等の使用の指導

協議会は、前記 5 の（３）の確認の際に（出荷の際に）、以下の場合に該当する場合には、生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該生産者を除名することができるものとする。

- ① 生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない丸いものであるにもかかわらず、地理的表示である「加賀丸いも」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「加賀丸いも」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合

9 実績報告書の作成等

協議会は、4月1日から翌年の3月31日までを1年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料
協議会が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
 - ①検査結果報告書（共選用）
 - ②検査結果報告書（個選用）
 - ③1回目現地調査の検査結果報告書
 - ④2回目現地調査の検査結果報告書
 - ⑤生産履歴記録簿・GAPの検査結果報告書
 - ⑥選別基準・包装・表示の検査結果報告書
 - ⑦登録標章使用状況の検査結果報告書
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

協議会は、前記9（2）において提出した書類に加えて以下の書類を、協議会の事務局（石川県能美市大成町リ40（JA根上内））に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ①加賀丸いも生産履歴記録簿
- ②自己点検（GAP）チェックリスト

11 連絡先

